

## その他

## ・ 条例改正について

あま市七宝焼アートヴィレッジ条例の一部を改正しました。  
貸出施設に「ふれあいホール」を追加するものです。

別表第 1 中

交流ホ ール	午前	午前 9 時から正午まで	2, 3 9 0
	午後	午後 1 時から午後 5 時まで	3, 2 0 0
	夜間	午後 6 時から午後 9 時まで	2, 6 3 0
	午前・午後	午前 9 時から午後 5 時まで	5, 6 0 0
	午後・夜間	午後 1 時から午後 9 時まで	5, 8 4 0
	全日	午前 9 時から午後 9 時まで	8, 2 3 0
ふれあ いホ ール	午前	午前 9 時から正午まで	1, 4 4 0
	午後	午後 1 時から午後 5 時まで	1, 9 3 0
	夜間	午後 6 時から午後 9 時まで	1, 5 8 0
	午前・午後	午前 9 時から午後 5 時まで	3, 3 7 0
	午後・夜間	午後 1 時から午後 9 時まで	3, 5 2 0
	全日	午前 9 時から午後 9 時まで	4, 9 6 0

## ・ 規約改正について（案）

- ・ 条例にふれあいホールを追加する改正に伴い、規則の各種様式にふれあいホールを追加する（様式第 2 号、第 9 号、第 10 号、第 11 号、第 12 号）
- ・ 9 条 1 項の改正：7 月から他施設にあわせて、施設の予約方法を公共施設予約システムでの予約に変更する（交流ホールとふれあいホールのみ）
- ・ 9 条 2 項の改正：7 月から予約開始日の変更する（「利用日の属する月の 3 箇月前の月の 1 日」とする）
- ・ 4 月から 6 月は、利用者への周知期間とし、館内ポスター掲示、市公式 WEB、七宝焼アートヴィレッジホームページへの掲載、また広報 6 月号にて周知する。

## ・ 民間活力導入可能性調査について

七宝焼アートヴィレッジについて、施設全体の集客力の増強や賑わいの創出に向け、民間事業者のアイデア、意見などを参考にして、民間活力の導入可能性、今後の方向性を基本構想としてとりまとめます。また、サウンディングなどを実施し、実効性の高い事業計画を策定し、公募や民間事業の実施につなげていきます。

(事業概要)

現構成施設を整理し、博物館エリアとカフェスペース、芝生広場及び駐車場によって構成する観光（賑わい）エリアの2区分に分けます。

観光（賑わい）エリアでの民間活力の導入可能性を調査し、目指すべき施設環境、集客力の増強策、賑わいづくり策などを基本構想としてとりまとめ、施設全体での魅力向上、市外・県外からの集客力の向上、観光拠点化を図ります。(想定事業手法：指定管理、Park-PFI、PFI、BOT など)

(スケジュール)

令和6年度： 6月 業者選定、県補助金交付申請  
              : 7月 県補助金交付決定  
              : 12月 基本構想策定

令和7年度：サウンディング調査の実施、事業手法の決定

令和8年度以降：事業手法によって内容や実施時期などが決まる